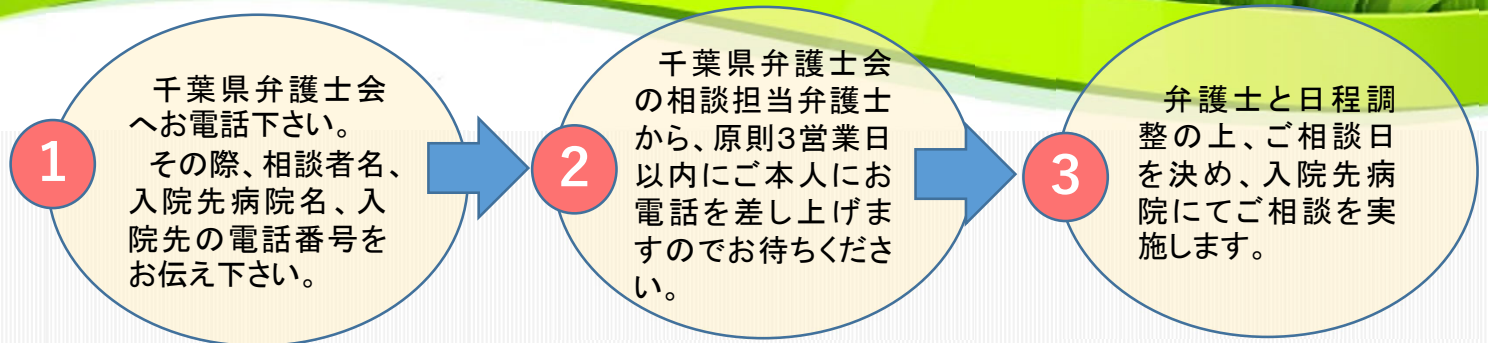


千葉県内の精神科病院に
入院されている方へ

弁護士出張相談のご案内

ご相談の流れ



相談のお申込は入院されているご本人または家族等（配偶者、親権を行う者、扶養義務者及び後見人又は保佐人）からお受けしています。

ご相談できる内容

精神保健福祉法に基づく
退院及び処遇改善等の請求に関する相談
に限らせていただきます。

相談費用

相談費用は無料です。
その後のご依頼に関する費用については
相談の際に担当弁護士にご確認ください。

お申込先 : 千葉県弁護士会

受付時間 : 月～金 10時～11時30分 13時～16時

※上記時間内にお電話ください。

☎ 043-306-5415

※ご連絡の際、「精神保健の相談」とお伝えください。